

徳川家康の叙位任官

藤 井 讓 治

【要約】 徳川家康の叙位任官については、家康が歴史上重要な人物であるだけに、一般書も含め多く取り上げられてきたが、基礎的事実を十分に検討しないまま、その歴史の意味が論じられている。この問題についての専論は少なく、またこうした研究においても見解が一致していないのが現状である。本稿では、事実関係が不確定な家康の左京大夫・中納言・大納言・左大將任官を中心に分析する。家康は、三河守初任に続いて左京大夫に任じられるが、左京大夫は朝廷関係以外では使用することなく左京大夫任官後も前官の三河守を使用した。朝廷官位使用の特異な事例である。任中納言の年月日は、従来天正十四年（一五八六）十月四日とされてきたが、事實は同年十一月五日であるとし、その意味を秀吉への臣従儀礼の中に位置づけた。また家康の源氏改姓が聚楽第の任左大將は、正保二年（一六四五）の將軍家光の要請をうけて口宣案が改められた折に遡及して任じられたものであり、天正十五年時点での任官の事實はなく、この任左大將をめぐる論争はそもそも成立しないとした。

史林 一〇一卷四号 二〇一八年七月

はじめに

近世初期の政治史研究は近年大きな進展がみられる。その中であつて武家官位をめぐる研究も深まりをみせている。しかし、その基本となる武家の叙位任官の内実とその年月日については、この期の政治上重要人物である徳川家康ですら諸説あり、また誤りも多い。この期の政治史を的確に構築するためには、叙位任官の内実とその年月日の確定は喫緊の課題

である。本稿では、家康の叙位任官とその年月日の確定を行い、それぞれの叙位任官がどのような政治状況のもとでなされたのか、さらにそのことの持つ意味を検討する。

徳川家康の叙位任官については、家康の源姓・藤原姓・豊臣姓など本姓をめぐる論争のなかで多く触れられてきた。また本姓以外に、家康の叙位任官は、一九九三年に発表された下村效氏の「天正文祿慶長年間の公家成・諸大夫成一覧」と池享氏の「武家官位制の創出」^③を皮切りに始まった豊臣政権下の武家官位制研究の中でその事例の一つとして取り上げられてきた^④。本稿では、これらの問題に触れるところもあるが、分析の中心は家康の叙位任官に置く。

家康の位階官職叙任の日時等については、中村孝也氏が『徳川家康文書の研究』^⑤で「日光東照宮文書」中の家康の口宣案・宣旨・位記を全点紹介されたことで、この段階での定説的位置を占めた。

ついで一九九四年、米田雄介氏は、「徳川家康・秀忠の叙位任官文書について」^⑥において、中村氏が紹介された家康叙任関係文書の大半は正保二年（一六四五）、三代將軍徳川家光の求めに応じ改めて作成されたものであることを明らかにされ、その改訂理由を口宣案等が失われていたこと、また口宣案等に記された「藤原家康」をすべて「源家康」と改めることにあつた点を明らかにされた。しかし、氏の論考では、家康の叙任に関しては、それぞれの時期に叙任があつたものとして論じられており、個々の叙任についての検討はなされていない。

一九九七年、米田氏の研究を受けて笠谷和比古氏は、「徳川家康の源氏改姓問題」^⑦を発表された。内容は、表題のごとく、家康の源氏改姓を中心に論じられたものであるが、家康の官位については、永祿九年（一五六六）十二月の従五位下三河守叙任、ついで同十一年正月の左京大夫叙任までは確認しうるが、その後のものは一定の政治的条件のもとで遡及的に出されたものではないかとし、また家康の左近衛大将にも注目し、「豊臣関白政権下での事実上の將軍制」という国制^⑧、また著書『徳川家康』では「豊臣関白政権下での徳川將軍制」へと議論を膨らませられている^⑨。

ついで遠藤珠紀氏は、二〇一五年の論考「徳川家康前半生の叙位任官」で、家康の参議任官にいたる口宣案を分析され、

それらが天正十四年（一五八六）五月か六月ころに遡及して出されたことを明らかにされた。¹⁰⁾

このように家康の叙任を正面から取り上げたものには、米田・笠谷・遠藤氏の研究を除くと限られており、豊臣政権の官位制を論じる論考を含め、多くの点で事実関係も十分には確定しておらず、その結果、家康の叙位任官の歴史的評価にも相違がある。そこで、本稿では、これまでの研究を踏まえつつ、慶長八年（一六〇三）将軍宣下以前における家康の叙位任官の一つ一つをできうる限り検証し、家康の官位についてあいまいなまま進められてきた研究の足場を再構築したい。

- ① 本姓にかかる論考については、笠谷和比古「徳川家康の源氏改姓問題」（『日本研究』一六、一九九七年、『関ヶ原合戦と近世の国制』思文閣出版、二〇〇〇年に再録）の序、岡野友彦「家康生涯三度の源氏公称・改姓」（二木謙一編『戦国織豊期の社会と儀礼』吉川弘文館、二〇〇六年）の「はじめに」、中脇聖「徳川氏は清和源氏の流れを汲むのか？」（渡辺大門編『家康伝説の嘘』柏書房、二〇一五年）の主要参考文献等を参照されたい。
- ② 『榑木史学』七、一九九三年、『日本中世の法と経済』続群書類従完成会、一九九八年に再録。下村氏の論考は、家康の叙任に関する専論でないことから、個々の叙任についての検討はなされていない。
- ③ 永原慶二編『大名領国を歩く』吉川弘文館、一九九三年、『戦国・織豊期の武家と天皇』校倉書房、二〇〇三年に再録。池氏の論考も下村氏同様、家康の叙任に関する専論でないことから、個々の叙任についての検討はなされていない。
- ④ 豊臣政権下の武家官位制研究の主なものをあげておく。矢部健太郎
- ⑤ 「豊臣政権の権力構造」吉川弘文館、二〇一六年。
- ⑥ 『榑木史学』八、一九九四年。
- ⑦ 注①笠谷論文。
- ⑧ 注①笠谷論文四七頁。
- ⑨ 笠谷和比古「徳川家康」ミネルヴァ書房、二〇一六年、一一五頁。
- ⑩ 『日本歴史』八〇三号、二〇一五年、七〇頁。
- ⑪ 将軍任官を含めそれ以降の家康の叙位任官については、検討したが特に問題はないので本稿では取り上げない。

一 家康の叙位任官文書

宮内庁書陵部所蔵の「壬生家文書」中の家康叙位任官文書については、先にあげた米田氏の研究に詳しいが、再度、検

討することにする。その中心となる「官位之次第 永祿九年十二月至元和二年三月」^①の冒頭と巻末とを以下にあげ、中略した部分は、表1甲欄に主要な内容を収めた。なお、表1の乙欄は小槻忠利が「東照大権現御官位之次第」を受け取った後、に上卿・職事等を調査した折の覚書^②。丙欄は「日光東照宮文書」の口宣案・宣旨・位記等に記された年月日と上卿・職事の記載である。なお「」内は朱筆。

東照大権現御官位之次第

永祿九年十二月廿九日「上卿職事勘之今度調之」 従五位下

同日 勘之今度
「同○調之」 参河守

同十一年 勘之
「同○調之」 左京大夫

元龜二年正月五日 上卿源中納言「今度調之」 従五位上
藏人頭右中将源重通

同月十一日 同 「同調之」 侍従

(中略)

「天正十五年十二月廿八日上卿職事勘之今度調之」 兼左右大將
慶長十年十一月七日

(中略)

右惣様前後之内若藤原氏二書注之口宣宣旨之留書雖有之、被改之、悉可為源姓事

元和三年四月十四日

日光山御遷座之時 「今度調之」
贈正一位

正保二年五月八日

徳川家康の叙位任官（藤井）

甲 東照大権現御官位之次第			乙 小槻忠利覚書	丙 日光東照宮文書	
官位	年月日	上脚・職事・注記	上脚・職事	年月日	上脚・職事
従五位下	永禄9・12・29	「上脚職事勅之今度調之」	烏丸大納言光康 甘露寺頭左中弁経元	永禄9・12・29	日野大納言 藏人頭左中弁経元
参河守	永禄9・12・29	勅之今度 「同〇調之」	同前(烏丸) 同前(甘露寺)	永禄9・12・29	日野大納言 藏人頭左中弁経元
左京大夫	永禄11	勅之 「同〇調之」	四辻大納言季遠 同前(甘露寺)	永禄11・1・11	四辻大納言 藏人頭左中弁経元
従五位上	元亀2・1・5	上脚源中納言「今度調之」 藏人頭右中将源重通	庭田中納言重保 庭田頭右中将重通	元亀2・1・5	源中納言 藏人頭右近衛権中将源重通
侍従	元亀2・1・11	同 「同調之」	庭田中納言重保 庭田頭右中将重通	元亀2・1・11	源中納言 藏人頭右近衛権中将源重通
正五位下	天正2・正・5	上脚左大将 「同調之」 藏人頭左中将藤親綱	菊亭左大将晴季 中山頭左中将親綱	天正2・1・5	左大将 藏人頭左近衛権中将源親綱
従四位下	天正5・12・10	上脚左大将 「同調之」 藏人頭右少弁藤充房	万里小路右少弁充房 同前(二条)	天正5・12・10	左大将 藏人右少弁藤原充房
右少将	天正5・12・29	同 「同調之」	同前(万里小路) 庭田大納言従保	天正5・12・29	左大将 藏人右少弁藤原充房
従四位下(上力)	天正8・正・5	上脚源大納言「同調之」 藏人頭右中弁藤充房	万里小路右中弁 飛鳥井大納言雅春	天正8・1・5	源大納言 藏人左少弁藤原充房
正四位下	天正11・10・5	「上脚勅之」同調之」 藏人頭左中将藤慶親	中山頭左中将慶親 甘露寺大納言経元	天正11・10・5	飛鳥井大納言 藏人頭左近衛権中将藤原慶親
左中将	天正11・10・7	上脚甘露寺大納言「同調之」 藤充房	万里小路右中弁充房 同前(甘露寺)	天正11・10・7	甘露寺大納言 藏人左中弁藤原充房
従三位	天正12・2・27	同前 「同調之」	同前(万里小路) 同前(甘露寺)	天正12・2・27	甘露寺大納言 藏人左中弁藤原充房
参議	天正12・2・27	同前 「同調之」	同前(甘露寺) 同前(万里小路)	天正12・2・27	甘露寺大納言 藏人左中弁藤原充房
中納言	天正14・10・4	「上脚職事勅之今度同調之」	柳原大納言淳光 万里小路頭左中弁充房	天正14・10・4	柳原大納言 藏人頭左中弁藤原充房
正三位	天正14・11・5	「同勅之今度同調之」	四辻大納言公遠 中山頭左中将慶親	天正14・11・5	四辻大納言 藏人頭左近衛権中将藤原慶親
権大納言	天正15・8・8	上脚 「同〇勅之今度同調之」 藏人頭左中将藤慶親	勤修寺大納言晴豊 中山頭左中将慶親	天正15・8・8	勤修寺大納言 藏人頭左近衛権中将藤原慶親
従二位 (左近衛大将 左馬寮御監)	天正15・8・8	「同勅之今度同調之」	同前(勤修寺) 同前(中山) 久我大納言敦通 同前(中山)	天正15・8・8 天正15・12・28	勤修寺大納言 藏人頭左近衛権中将藤原慶親 久我大納言 藏人頭左近衛権中将藤原慶親
正二位		「文禄五年五月八日」上脚職事 勅之今度調之」		天禄5・5・8	口宣案なし、位記
内大臣	文禄5・5・8	上脚大納言藤実益「今度調之」 大外記中原師生	西園寺大納言実益 日野頭左大弁資勝	文禄4・5・2	口宣案なし、宣旨
従一位	文禄5・5・8	慶長七年正月六日上脚職事勅之 度調之」	大炊御門大納言経頼 烏丸頭左中弁光広	慶長7・1・6	大炊御門大納言 藏人頭左中将藤原光広
右大臣	慶長8・2・12	上脚大納言藤兼勝 大外記中原師生	広橋大納言兼勝 同前(烏丸)	慶長8・2・12	宣旨
征夷大将軍	慶長8・2・12	上脚大納言藤兼勝 左中弁藤光広 右大史小槻孝亮	同前(広橋) 同前(広橋)	慶長8・2・12	宣旨
兼左 右 大将	慶長10・11・7	「天正十五年十二月廿八日 上脚職事勅之今度調之」		天正15・12・28	右大将から左大将へ (左近衛大将)

注 慶長8年2月12日の氏長者・両院別当・牛車・兵仗隨身については記載を省略した。

表1 家康叙任関係史料比較表

「右目錄之外調進之官旨有之。別紙官旨之目錄有之」^在

米田氏が明らかにされたように、この文書は、朱筆部分を除き、正保二年五月八日に幕府から、勅使として江戸にあった今出川経季と飛鳥井雅宣に渡されたものの写であり、この段階での家康叙任に関する幕府の認識がそこには示されている。また、朱筆部分は、小槻忠利が、今出川・飛鳥井から京都で受け取った直後に、叙任文書作成にあたって必要な作業等を追記したものである。

朱筆の注記のうち「上卿職事勘之今度調之」は、今回上卿・職事の名を調査し新たに口宣案等を作成するもの、「今度調之」は上卿・職事の名の明らかなものについて新たに口宣案等を作成するものである。前者には従五位下・参河守・左京大夫・中納言・正三位・権大納言・従二位、後者には従五位上・侍従・正五位下・従四位下・右少将・従四位上・左中将・従三位・参議・内大臣があげられる。このほか正四位下には「上卿勘之今度調之」、正二位には「文禄五年五月八日」「上卿職事勘之今度調之」、従一位には「慶長七年正月六日 上卿職事勘之今度調之」、兼右大将には「天正十五年十二月廿八日上卿職事勘之今度調之」の注記がみえる。

表1の甲乙丙を比較すると、忠利の調査の結果を示す乙にあげられた上卿・職事の名は、甲で判明しているものについてはそれを継承し、正保二年に発給された口宣案等ではそのまま使われている。

相違点をみていくと、左京大夫について甲は「永禄十一年」とするが、丙では「永禄十一年正月十一日」と月日が補われている。また甲の正二位の注記「文禄五年五月八日」、従一位の「慶長七年正月六日」の注記は丙でそのまま採用されている。幕府側が慶長十年十一月七日とした「兼右大将」は、甲では「兼左大将」と改められ、丙では「天正十五年十二月廿八日」の注記に従って新たに天正十五年十二月二十八日付の左近衛大将・左馬寮御監の口宣案が作成されている。これらの点の位置づけについては二章以下で検討する。

① 宮内庁書陵部所蔵「壬生家文書」壬一一四のうち。内閣文庫押小路家本の「東照大権現御任官次第第一中、「菊亭文書」（東京大学史料編纂所影写本）にほぼ同様のものがある。

② 「位記官旨上卿職事之覚書」「壬生家文書」壬一一四のうち。
③ 中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻之二（日本学術振興会、一九六一年）所収。

二 従五位下・三河守と左京大夫

家康の従五位下三河守叙任については、多くの研究で検討され、基本的な点では異論はない。ここでは、二つの史料のみあげる。一つ目は山科言継自筆とされる「歴名土代」^①で、その従五位下の項に、

（朱筆）
「三川国松平号徳川」

「源カ」藤家康同九十二廿九、同日参河守、永禄十一月日左京大夫

とあること、二つ目は、『御湯殿上日記』永禄十年正月三日条に「（近衛前久）こん衛殿より藤宰相（高倉水相）して申され候徳川しよしやく、お（三河守）なくみか（口宣）はのかみくせん頭弁におほせられてけふ（今日）いつる、おなく女（女房筆書）はうのほうしよもいつる」とあることをあげる。これらから、家康の従五位下三河守叙任が、近衛前久の執奏で、永禄十年正月三日に前年の永禄九年十二月二十九日の日付で口宣案が出されたこと、また、この時、本姓が藤原、苗字が徳川とされたことを確認しておく。

赤坂恒明氏は、「元龜二年の『堂上次第』について——特に左京大夫家康（三川 徳川）に関する記載を中心に——」のなかで、「家康の「公家成」は、彼が従五位下に叙され、三河守に任じられた永禄九年十二月二十九日のことであつたと推定される」^②とされるが、無官のものが最初から「公家成」を求めうるものか、またこの段階の武家にとつて「公家成」を求めることの意味について考えるとき、永禄九年段階での家康の公家成には躊躇を覚える。しかし、元龜二年の「堂上

次第」に家康が殿上人として記されているように、元龜二年（一五七二）の段階で家康が殿上人であった事実は動かしがたい。

左京大夫任官については、平野明夫氏が「豊臣政権下の徳川氏」で取り上げられている。氏は、「日光東照宮文書」にある侍従から参議にいたる口宣案は天正十四年十月四日の任中納言に際し遡及して出されたもので、その間の家康の官職は、三河守と左京大夫のみであるとされ、左京大夫については、永禄十二年十一月五日付の女房奉書に「とく川さ京の大夫」とあり、また『言継卿記』永禄十二年十一月十日条に「三州徳川左京大夫」とあることをあげ、家康の任左京大夫を確認するとともに、「永禄十一年正月十一日任官も、承認されよう」とし、さらに天正十二年九月十二日付の万里小路充房宛、同日付の五辻為仲宛の書状で「左京大夫」と署名していることを指摘し、これは「秀吉との対抗上、左京大夫を称した」ものとされる^③。

また、木下聡氏は、家康の任左京大夫は「前年足利義昭が上洛して將軍となったことで、信長同盟者として左京大夫任官を受けたものと思われる」とされ、三河守との関係では「この任官は信長の取次によるというよりは、義昭の独自の判断による執奏によるもので、家康も信長同様義昭からの恩典はあえて受けようとしなかったために、左京大夫を用いなかったであろう」とされる^④。

赤坂恒明氏は、「元龜二年の『堂上次第』について」のなかで、元龜二年（一五七二）、元龜四年、天正四年の『堂上次第』に、殿上人として「左京大夫家康」の名のあることを見出されている^⑤。

ここでは平野氏の分析、木下・赤坂氏の指摘を踏まえながら、家康の官職「左京大夫」を検討する。先にあげた「東照大権現御官位之次第」には、

〔永禄〕
同十一年

〔上卿・職事〕勘之
同。調之

左京大夫

とあり、また正保改訂後に出された「日光東照宮文書」の口宣案は、

上脚

永禄十一年正月十一日 宣旨

参河守源家康

宜任左京大夫

藏人頭左中弁藤原経元奉

である。

家康が、三河守に叙任した永禄九年から後述する任参議までの文書が作成されたと思われる天正十四年六月までの間に、書状や安堵状等で官職名を用いた事例の一覧を表2として示した。この間家康が発給した文書数は、判明するかぎりて九四二通（うち原本四四六通、写四九六通）、うち官職名を記したものはわずか一八通であり、全体の二%以下である。原本に限れば「三河守」が四通、包紙ウハ書を加えても五通であり、「左京大夫」は二通である。写に広げても「三河守」は一通であり、「左京大夫」は写には見い出せない。このように家康が書状等で官途を使用した事例が極端に少ないこと、さらに「左京大夫」の事例は僅か二通に過ぎない点を確認しておく。

家康の任左京大夫を示す史料は、平野氏があげられたものを含め、いくつか存在する。まず、山科言継の自筆本とされる先にあげた「歴名土代」に、

〔朱筆〕
「三川国松平号徳川」

表2 書状・安堵状等の差出で官職名が記されている事例

年月日	書状等	差出	出典
(永禄10カ)3・3	西尾吉次宛書状	三河守家康(花押)	古典籍展観会出陳
(天正3)6・23	知恩院宛書状包紙	三河守	知恩院文書
天正9・10・12	今濟寺宛	三河守御判物	三河国朱印状集
天正9・10・12	福泉庵宛	三河守御書判	三河国朱印状集
天正9・10・12	阿弥陀院宛	三河守御書判	三河国朱印状集
天正9・10・12	岩松庵宛	三河守御書判	三河国朱印状集
天正9・10・26	東光坊宛書状	三河守(花押)	桂岩寺文書
天正9・10・26	道興寺堅慮藏主宛	三河守御書判	三河国朱印状集
天正9・10・26	長久院宛	三河守御書判	長久院文書
天正9・10・28	米粒庵宛	三河守御書判	三河国朱印状集
天正9・10・28	向春軒宛	三河守御書判	三河国朱印状集
天正9・12・5	義光院宛	三河守御書判	三河国朱印状集
天正9・12・5	樂善庵宛	三河守御判	三河国朱印状集
天正9・12・20	松平康親宛書状	三河守(花押)	松井家文書
(天正11)9・14	毛利輝元殿宛書状	三河守家康(花押)	毛利家文書
(天正11)9・9	飯田半兵衛尉宛書状	三河守家康御判	竹中氏雜留書
(天正13)9・12	万里小路充房宛書状	左京大夫家康(花押)	延曆寺文書
(天正13)9・12	五辻為仲宛書状	左京大夫家康(花押)	延曆寺文書

「源カ」藤家康(永禄)同九十二廿九同日參河守、永禄十一月日左京大夫

とみえる。これを踏まえて、以下、古文書や記録類にみえる「左京大夫」を拾っていく。まず、『言継卿記』永禄十一年十一月十日条に、「三州徳川左京大夫所へ沢路隼人佑差下、予岐阜へ下向之次也、女房奉書被出、如此」とあり、また同年十一月十日付で、山科言継が「徳川殿」に宛てた書状に「去九月就禁裏御法事之儀、御総用二万疋被進候」とあるのに続いて家康の家臣松平親乗宛の同日付書状に「自左京兆禁裏へ二万疋被進、被行御懺法講御大慶候」と、鳥居忠吉宛書状にも「禁裏御法事之儀に、自左京兆二万疋被進、被行御懺法講御大慶候」と、さらに石川数正宛書状にも「去九月就禁裏御法事料之儀、自左京兆二万疋被進、被行御懺法講御大慶候」とあることから、九月の禁裏の法事にあたつて家康から二万疋が進上されたことが確認できるとともに、朝廷における家康の官職は永禄十一年十一月十日時点では「左京大夫(左京兆)」であったことが確認できる。

次に、永禄十二年十一月五日の山科言継宛の正親町天皇の女房奉書には、「九月の御(法事)ほうしにつきて、(徳川左京大夫家康)とく川さ京の大夫二万疋(進)しん上候、神へうにおほしめし候」とあり、^⑥ここでも家康は「左

京大夫」であったことが確認できる。

さらに『言継卿記』永禄十三年五月三日条に「巳刻松木・三条新少将・白川侍従（宗満）・局務等同道、織田弾正忠へ罷向（公仲）、林佐渡守に申、徳川左京大夫・畠山尾張守・松永山城守等に罷向、以好齋談合之子細有之、次徳川以下三人に飯有之」とみえ、永禄十三年五月段階でも、朝廷での家康の官職は「左京大夫」であったことが確認される。

また赤坂氏が明らかにされたように、元龜二年の『堂上次第』の殿上人の項に「左京大夫家康 三川徳川（康）」、天正四年の『堂上次第』に「左京大夫家勝 三川徳川（康）」とみえる。

その後、しばらく家康の官職が「左京大夫」であることを確認することはできていない。次に「左京大夫」であったことを確認できるのは、天正十年八月三日付の正親町天皇女房奉書である。駿河臨濟寺の再興を求めた女房奉書の宛名に「とく川左京の大輔とのへ」とみえる。

その次は、平野氏に取り上げられた天正十三年九月十二日付の万里小路充房宛と、五辻為仲宛の家康披露状⑩である。左にその全文をあげる。

「進上（懸紙） 左中弁殿（万里小路充房） 左京大夫家康」

就山門御再興之儀被成下 綸旨候、畏頂戴仕候訖、叡慮之旨令存知候、此等之趣宜預奏達候、家康恐惶謹言、
九月十二日（天正十三年） 左京大夫家康（花押）

進上（万里小路充房） 左中弁殿

「進上（懸紙） 大藏卿殿（五辻為仲） 左京大夫家康」

尊翰養拜見仕候、抑就山門御再興之儀被成下 綸旨候、謹頂戴仕候、過分至極候、仍家康分國中奉加事、叡慮之旨令存知候、雖

然無関白御下知而御請憚存候、心緒不可存疎略候、此等之趣可然之様可預御披露候、恐惶謹言、

(天正十三年)
九月十二日 左京大夫家康(花押)

(五辻為仲)
進上 大藏卿殿

内容は、ともに山門(比叡山)再興に関するもので、下された繪旨への返書である。両通ともに、日下の書判に「左京大夫家康(花押)」、懸紙にも「左京大夫家康」とあり、家康は自ら「左京大夫」を称している。この書状が朝廷との遣り取りに関するものであることを踏まえれば、家康は、朝廷との関係では自らの官職を「左京大夫」としていたといえよう。この二通の家康披露状は、中村孝也氏が『徳川家康文書の研究』に収録されるにあたって、天正十三年のものとされた。これに対し平野明夫氏は「徳川家の書札札」で、宛名にある大藏卿五辻為仲が天正十三年六月十七日に死去している事実をあげ、これらの披露状は天正十三年ではなく、天正十二年のものとされた¹³⁾。しかし、大藏卿宛の披露状には「無関白御下知而御請憚存候」との文言があり、この書状を天正十二年のものとしたとき、この関白は一条内基となり、「無関白御下知而御請憚存候」の意を解しがたくなる。また、天正十二年は小牧・長久手の戦いの最中でもある。やはりこの関白は、羽柴秀吉と解し、天正十三年のものとすべきであろう。なお五辻為仲の死との関係は、正親町天皇の繪旨が為仲の死去前に作成され、家康の元に送られたとすることで対処できよう。

さらに家康の官途を「左京大夫」とする事例は、『言経卿記』天正十四年十月二十六日条に「參河国徳川左京大夫家康大坂へ下向了、殿下御妹婿也、嫁娶已後始而上洛間下向云々」とみえる。これは次に述べるように遠藤珠紀氏の論証によつて、この十月二十六日の時点では家康は参議に任じられており、その時の官職を反映したものになっていない。しかし、こうした前官名で呼ばれる事例は、羽柴秀吉が参議・中納言任官後も「美濃守」と呼ばれたように、しばしばあることである。

以上の諸事例から、朝廷との関係でいえば、天正十三年九月十二日まででは家康の官職は「左京大夫」でありつづけたこととなる。

以上述べてきたように、家康が「左京大夫」を使用したのは、朝廷からの要請に対しての返書においてのみであり、他の事例もすべて朝廷社会という場においてである。一方「三河守」は家康がとりあえず永禄以降天正十二ところまで使用していることが確認できるが、先に示したようにその用例は極端に少ない。なにゆえに使用例が少ないかをすぐには明らかにしえないが、戦国期にあつて、ここでは徳川家康にあつて、朝廷の官位がどのような意味・位置を持ったのかを再検討する必要がある。

① 東京大学史料編纂所蔵「歴名土代」（六一四三—二四）。なお京都大学総合博物館所蔵「勤修寺家文書」中の「歴名土代」には次のようにみえる。

三河国松平号徳川

藤家康（永禄）同九十二廿九同日三河守、

月日左京大夫

② 『十六世紀史論叢』創刊号、二〇一三年、七三頁。なお、「公家成」のもつ意味が、豊臣期に類出する武家の公家成と、赤坂氏が紹介された元龜二年の『堂上次第』の「殿上人」とで同じか、無官のものが最初から「公家成」を求めうるか、さらに家康の記載が殿上人のなかで中將・少將・侍従のまとまりのあとにみえる「童形」のなかに一人埋め込まれており、「童形」のなかには、四辻季満のように、永禄十年十二月二十九日叙爵、元龜元年十二月二十九日侍従、元龜三年九月二十日に元服昇殿したものや、飛鳥井雅継のように、元龜二年五月二十一日叙爵、天正二年二月十二日元服侍従昇殿したものの名がみえるなど、なお検討が必要と思われる。殿上人となった時期については、後述する永禄十年前後にみられる家康の朝廷への進献と関わり、家康が

求めたのではなく、任左京大夫とともに朝廷側の都合でなされたのではないかと考えてみたい。なお、赤坂氏は、家康の任左京大夫の年月日については特に触れておられない。

③ はじめに注④平野論文、六五・六六頁。

④ 木下聡『中世武家官位の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）一一五・一一六頁。

⑤ 注②赤坂論文。

⑥ 『言継卿記』永禄十二年十一月七日条。

⑦ 東京大学史料編纂所蔵、徳大寺本三六一。

⑧ 陽明文庫蔵「補略」東京大学史料編纂所写真帳。

⑨ 東京大学史料編纂所影写本「臨濟寺文書」。

⑩ 東京大学史料編纂所影写本「延暦寺文書」。

⑪ 東京大学史料編纂所影写本「延暦寺文書」。

⑫ 『徳川家康文書の研究』上巻（日本学術振興会、一九五八年）六七二・六七三頁。

⑬ 『戦国史研究』三四、一九九七年、三五頁では、これらの披露状を天正十二年のものとするが、「豊臣政権下の徳川氏」（『地方史研究』

三〇五、二〇〇三年)の本文では、注記に「徳川家の書札札」を引きながら、「天正十三年」として記述されている。しかし再録された平野著書(はじめに注④)では天正十二年とされている。

⑭ この「関白」をめぐっては跡部信「秀吉の人質策——家康臣従過程を再検討する——」(藤田達生編『近世成立期の大規模戦争と幕藩体

制』(科研報告書、二〇〇五年、一二三頁。『豊臣政権の権力構造と天皇』戎光祥出版、二〇一六年に再録)を参照。

⑮ 『御湯殿上日記』天正十五年八月九日条に「みの、かみ・いゑやす御れい申さる、」また同十六年六月十七日条に「みの、かみ、やまとうりのひけこ三つしん上あり」等。

三 中納言任官以前の官位

左京大夫任官から天正十四年の中納言任官前の家康の叙任に関わる案件は、元龜二年正月五日の叙従五位上、同年正月十一日の任侍従、天正二年正月五日の叙正五位下、天正五年十二月十日の叙従四位下、同年十二月二十九日の任右少将、天正八年正月五日の叙従四位上、天正十一年十月五日の叙正四位下、同年十月七日の任左中將、天正十二年二月二十七日の叙従三位、同日の任参議である。

笠谷氏は、「徳川家康の源氏改姓問題」の補注で、叙正四位下、任近衛権中將、叙従三位、任参議などの官位叙任は「同(小牧長久手 筆者注)合戦の戦後処理と新たな政治体制の構築を課題とした同十四年十月の家康の上洛に絡んで、秀吉側からの融和策として順次、遡及的に発給されていた可能性が高い^①」とされ、さらに著書『徳川家康』では「京都で「三位中將」の叙任宣旨が作成・発給されたのが九月七日である公算が高い^②」とされる。

平野氏は、先述したようにこれらの任官を天正十四年十月四日の任中納言の際、遡及して発給されたものとされる^③。

遠藤珠紀氏の「徳川家康前半生の叙位任官」は、この時期の家康の叙任文書を最も丁寧に分分析したものである。氏は、「勸修寺家文書」の「晴豊公御記 家康公任叙口宣案」と題する卷子中の文書で、その表紙に「家康卿」とのみ記された元袋綴装の史料(以下、「家康卿叙任等符案」と呼ぶ)に着目し、そこに収められた徳川家康の官位に関する口宣案、叙任に関与した人物からの叙任礼金の受取、さらにそれに関する女房奉書、家康宛の勸修寺晴豊・高倉永孝連署状等を逐一分析

され、家康の侍従から参議までの口宣案は、先述したように、天正十四年五月から六月に作成されたとされた。この遠藤氏の結論に従えば、笠谷氏の天正十四年九月説、平野氏の天正十四年十月四日説はいずれも成立しない。本稿は遠藤氏の結論に従い、以下の分析を進める。

中納言任官以前の家康の官位でこれまで注目されてきたのは、三位中将である。天正十四年九月七日付遠江大通院等に濫妨狼藉・山林竹木等の伐採停止の特権を認めた判物の署名に「三位中将藤原家康」とある。この判物は、星野恒氏が紹介されて以来、この段階で家康が本姓を藤原としていたことの根拠として取り上げられてきた。^⑤ 遠藤氏の結論に従えば、家康が「三位中将」を名乗ることは可能である。ただ、天正十四年九月時点での家康の官職が参議であることとは齟齬している。

こうした諸見解を踏まえて、遠藤氏が分析された「家康卿叙任等符案」を再度取りあげる。そこには、天正十四年五月ないし六月に遡及して出された家康の叙任口宣案、天正十五年の家康の任大納言に関わる記事、秀忠の中納言成に関わる文書・記録等が含まれている。その中には、家康の叙任にかかる口宣案一〇通の写が収められている。一〇通のうち日付が朱筆で改められたもの二通のみをあげ、他は表3に示した。

（前略）

上卿 左大将

天正五年正月五日^{十一} 宣旨

正五位下藤原家康

宣令叙従四位下

藏人右少弁藤原充房奉^{万里小路}

表3 「家康卿叙任等符案」

叙任年月日	現官位	新官位	上 卿	職 事
元亀2・1・5	従五位下藤原家康	従五位上	庭田重保	庭田重通
元亀2・1・11	従五位上藤原家康	侍従	庭田重保	庭田重通
天正2・1・5	従五位上藤原家康	正五位下	菊亭晴季	中山親綱
天正5・1・5	正五位下藤原家康	従四位下	左大将	万里小路充房
天正5・1・22	侍従藤原家康	右近衛権少将	左大将	万里小路充房
天正8・1・5	従四位下藤原家康朝臣	従四位上	庭田従保	万里小路充房
天正11・11・7	右近衛権少将藤原家康朝臣	中将	甘露寺経元	万里小路充房
天正11・11・5	正四位下藤原家康朝臣	正四位上	水無瀬兼成	中山慶親
天正12・2・27	正四位下(上カ)藤原家康朝臣	従三位	甘露寺経元	万里小路充房
天正12・2・27	左近衛権中将藤原家康朝臣	参議	甘露寺経元	万里小路充房

上左大将十一廿九
 天正五年正月廿二日 宣旨

侍従藤原家康

宜任右近衛権少将

藏人右少弁藤原充房奉
万里小路

(後略)

「家康卿叙任等符案」には、これらの口宣案が記されたあと、丁を改めて「天正十五年八月八日二大納言勅許、同従二位勅許、書出頭中将(中山慶親)、上卿(予)也」との、家康の従二位大納言叙任に関する記事がある。ただ、そこには中納言任官に関する口宣案等の記事はみられない。

この時期の家康の本姓が藤原であったことは、米田氏が、「壬生家文書」の「東照大権現御在世日御昇進官位之記」^⑥に「元亀二正五 叙従五位上藤原家康 上御源中納言 職事右中将源重通」などとあることによつてすでに明らかにされている。これらの口宣案は、写ではあるが、この時期の家康の本姓が藤原であったことを具体的に示している。ただ、天正十一年十月七日付の口宣案で官職を単に「中将」とのみ、また叙従三位の口宣案の前位階の誤記がみられるなど、完全な写とはいえないようである。

なお、「中将」については天正十二年の任参議の口宣案では「左近衛権中将藤原家康朝臣」と書かれている。

日付の訂正については叙従四位下の月日正月五日が十二月十日に、また任右近衛権少将の月日正月二十二日が十二月二十九日と朱筆で改訂されている。この改訂部分は晴豊の筆ではなく、後筆であるが、改訂された月日は、正保二年の「東照大権現御官位之次第」、「日光東照宮文書」の口宣案の月日であり、正保二年以降に改訂された可能性がある。叙任の月日を正月五日・二十二日とすると上卿の「左大将」は九条兼孝となり、十二月十日・二十九日とすると「左大将」は二条昭実となる。^⑦正保二年に小槻忠利が作成したメモには上卿を二条昭実としている。なお「家康卿叙任等符案」に収められた口宣案作成の礼金の受取者には、九条家も二条家もみられない。

九条家あるいは二条家の礼金の受取がない事情はいま明らかにはしないが、礼金を受け取った家は、菊亭・庭田・水無瀬・万里小路・甘露寺・中山の六家であり（「家康卿叙任等符案」）、また礼金の受取が同日（七月五日）であったことは、これらの口宣案が個々別々ではなく、同時に作成されたことを示しているよう。

もう一つ、「日光東照宮文書」の口宣案と異なるのが、天正十一年十月五日正四位下口宣案の上卿である。「家康卿叙任等符案」は、上卿を「水無瀬中納言」とするが、小槻忠利覚書も「日光東照宮文書」の口宣案も上卿を「飛鳥井大納言」とする。しかし、天正十四年に遡及して作成された段階では上卿が「水無瀬中納言」であったことは、口宣案作成の礼金を水無瀬家が受け取っていることから動かしがたい。なにゆえに正保段階で上卿が「飛鳥井大納言」とされたのかはいま明らかにしていない。

遠藤氏は、この発給は、秀吉の妹朝日姫の輿入れと同時期にあたり、「こうした情勢変化と連動し、昇進によって歓心を買おうとする秀吉の策の一つだったと推測される」とされる。^⑧この遡及叙任が家康の歓心を買おうとするものであったとする側面は否定できないが、一方で関白である秀吉からすれば関白の妹を官位の上ではるか下位にある家康に娶らせることは、格式として不釣り合いであり、それへの対処という側面にも注意したい。

① はじめに注①笠谷論文四八頁。

② はじめに注⑨笠谷著書一〇三頁。

③ はじめに注④平野論文六五頁。

④ 「大通院文書」東京大学史料編纂所影写本。このほか鴨江寺宛（正文）、龍潭寺宛（写）のものが残されている。影写本をみる限り、家

康文書として問題はないと思われる。

⑤ 最初にこの文書を取り上げられたのは、星野恒「三位中将藤原家

康」（『史学雑誌』四一九、一八九六年）である。

⑥ 「壬生家文書」壬一一四のうち。

⑦ この「左大将」については、遠藤氏は「二条昭実。日付の訂正があり、あるいは菊亭か」とされる。しかし菊亭晴季は天正三年十一月一日に左大将を辞している。

⑧ はじめに注⑩遠藤論文七一頁。

四 中納言任官

中納言任官については、中村孝也氏が『徳川家康公伝』のなかで、

九州征伐を計画している秀吉は、その出征以前に是非共公を招致しなければならない。そして奏請して十月四日参議たる公を権中納言たらしめ（公卿補任・日光東照宮文書）、更にわが娘たる朝日姫を見舞うためという名義を以て、当年七十四歳なる老母大政所を公の許に赴かしめた。公は浜松より岡崎に赴いて、十八日その来着を迎え、二十日西上し、京都を経て廿六日大坂にいたり（中略）十一月一日辞して京都に入り、五日従三位より正三位に陞叙された（公卿補任・日光東照宮文書・創業記考異・家忠日記増補・兼見卿記・多門院日記等）。

と述べられている^①。中村氏の見解は、秀吉が家康を上洛させるために、奏請して、上洛以前の十月四日に家康を権中納言に任じ、また上洛中の十一月五日に従三位より正三位に昇叙されたというものである。

中村氏の見解は、二木謙一氏も引き継いでおられる。その著『徳川家康』で「やがて秀吉は我慢しきれなくなったのであるうか、十月に家康を権中納言に推挙するとともに、家康に嫁いだ我が娘の朝日姫を見舞うためという口実をつけ、当

年七十四歳の老母大政所を岡崎へ送ってきたのである」^①、また「天正十四年十月（十一月の誤り―筆者注）、初めて秀吉に出仕をした時の京・坂滞在は一週間ほどで、従三位から正三位へと昇進の位記（辞令）を土産にもらって帰国した」とされる。^②

笠谷氏は先にあげた「徳川家康の源氏改姓問題」で、中納言について、

それ（任中將―筆者注）以降のものは、同年（天正十四年―筆者注）十月二十六日（十一月十一日）までの家康上洛中、ことに十一月五日に正三位に叙された時に、併せて遡及的に発給されたものと思われる。『公卿補任』もまた家康の任参議を天正十四年にかけている。また『家忠日記』同年十一月七日条に「家康御位中納言ニ被成候」との記述がみえることも任中納言がこの折りのものであったことを裏付けているであろう。

とされる。^③ また、二〇一六年の著書『徳川家康』では「その上洛中にさらに昇進して中納言に任ぜられている（『家忠日記』同年二月七日条）^④と記されており、任中納言は十月四日任と考えておられないようだ。しかし、同年の笠谷氏編の『徳川家康』巻末の「徳川家康年譜」には天正十四年の項に「十月四日、権中納言に任官」「十一月五日、正三位に叙位」と記され、そこには混乱がみられる。

平野氏は、「豊臣政権下の徳川氏」のなかで、「家康は、上洛に先立つ天正十四年十月四日、権中納言に任じられた」とされ、また侍従から参議までの任官は「おそらく、天正十四年十月四日権中納言任官に際して、順序立てるために遡及させたのであろう」と、任中納言の日を天正十四年十月四日とされている。^⑤

矢部健太郎氏は、『関ヶ原合戦と石田三成』において、

家康が上洛するのは、ちょうどその翌年（天正十四年―筆者注）のことであった。家康を大坂城にてもなした秀吉は、さらに京都に場所を移してさまざまな行事をとり行う。なかでも重要だったのは、自らを頂点とする「武家官位」の序列の中に、家康を取り込むことであった。秀吉は同年十一月、家康を権大納言に任じ、内大臣となった信雄の下に位置づける。ただしそれは、弟羽柴秀長と同日の昇進だったことに注意が必要である。

とされる。^⑦

遠藤珠紀氏は先の論考で、家康の任中納言については『家忠日記』十一月七日条の「家康御位中納言ニ被成候」との記事をあげられ、この任官が上洛以前ではないことを指摘され、さらに「十一月五日、家康は秀吉に伴われ、織田信雄らと参内し、「今日各官位昇進云々」（『兼見卿記』―筆者注）という。この時、家康は正三位となったとされているが、権中納言任官も同時であった可能性もある。この任官もやや遡及して上洛前の日付とされたのであろう」と、任中納言が十一月五日であった可能性を指摘されている。^⑧ 遠藤氏の前半部分の論証には従いたいが、「遡及して上洛前の日付」とされた点は検討したい。

播磨良紀氏は「豊臣政権の中核で、積極的な役割を果たした家康」で「家康は、上洛前の天正十四年（一五八六）十月四日に権中納言、上洛して正三位に叙せられる」とされる。^⑨

以上のように、家康の中納言任官については、その任官が天正十四年十月四日かそれとも家康上洛中の天正十四年十一月五日なのかはまだ明確ではない。そこでまず、天正十四年の『公卿補任』^⑩の記載から検討する。

権中納言 従三位 源家康 十月四日任 十一月五日正三位

豊秀長 同日任 同日正三位

- ① 中村孝也『徳川家康公伝』（東照宮社務所、一九六五年）一三三三頁。
- ② 二本謙一『徳川家康』（ちくま新書、一九九八年）七九・八〇頁。
- ③ はじめに注①笠谷論文四八頁。
- ④ はじめに注⑨笠谷著書一〇六頁。
- ⑤ 笠谷和比古編『徳川家康』（宮帯出版社、二〇一六年）三七六頁。
- ⑥ はじめに注④平野論文六五頁。
- ⑦ はじめに注④矢部著書二四頁。天正十四年十一月の家康の任官は中納言であり、大納言ではない。大納言任官は、翌天正十五年八月八日、織田信雄の内大臣任は天正十五年十一月九日であり、事実関係の誤りとともに、矢部氏の評価は成り立たない。

五 従二位大納言

最初にあげた「東照大権現御官位之次第」の従二位大納言についての記載は、

同十五年八月八日 「^{上卿}同 勤之今度同調之」権大納言

藏人頭左中将藤慶親

同日 「同勤之今度同調之」従二位

となっており、正保二年段階での幕府の認識は、天正十五年八月八日に従二位大納言叙任というものである。

家康の任大納言は、『御湯殿上日記』天正十五年八月八日条に、

- ⑧ はじめに注⑩遠藤論文七一頁。
- ⑨ 播磨良紀「豊臣政権の中核で、積極的な役割を果たした家康」（平野明夫編『家康研究の最前線』洋泉社、二〇一六年、一五五頁）。
- ⑩ 引用にあたっては刊本の校訂にあたって付加された記事は省いた。
- ⑪ 拙著『天下人の時代』（吉川弘文館、二〇一二年）で、「さらに家康は、在京中に秀吉の執奏によって権中納言、従三位に任叙された」としたが、位階については従三位は誤りで、正三位と訂正する。
- ⑫ 尾下成敏「上杉加級宣旨案」の紹介『史林』九一―五、二〇〇八年参照。

なり、
(徳川家康)「羽柴秀長」
いゑやす・みの、かみ大納言の事申さるゝ、
(菊亭晴季)きくてい・
(久我敦通)かか・
(親綱)くわんしゆ寺・
(披露)中山ひろう、
(長橋)なかはしよりひろうあり、
(勅許)ちよつきよ

と、また「院中御湯殿上日記」天正十五年八月八日条に、

(勸修寺晴豊)くわんしゆ寺・
(菊亭晴季)きく□いと・
(久我敦通)かかとの・
(中山親綱)なかやま。そつとのまて
○御まいり候て、
(羽柴秀長)みの、かみ・
(徳川家康)いへやす大納言になされ候御事申さるゝ、あ
なたの御所にも御心のよし仰られ候まゝ、こな「」御心へのよしおはせらるゝ、

とあるように、天正十五年八月八日で特に問題はない。

『家忠日記』天正十五年八月十七日条にも「殿様駿州へ御帰候、今度御くらい大納言二御成候」ともみえる。
(徳川家康)

先にあげた「勸修寺家文書」の「家康卿叙任等符案」には、「天正十五年八月八日二大納言勅許、同従二位勅許、書出頭中将、上卿ヨ也」とあり。この日に、家康は、大納言に任官するとともに従二位に叙されたことが明らかとなる。
(中山慶親)
(子)
「勸修寺家文書」には「家康卿叙任等符案」とは別に、次のような家康の叙従二位の口宣案写がある。

(晴豊)上卿 勸修寺大納言
天正十五年八月八日 宣旨

正三位源朝臣家康

宜令叙従二位

藏人頭左近衛権中将藤原慶親奉
(中山)

この口宣案からは、家康の叙従二位を確認できるとともに、この段階で家康の本姓が源であったことを示す貴重な史料である。^②

家康の藤原姓から源姓への改姓の時期については、米田氏は、「壬生家文書」の「東照大権現御在世日御昇進官位之記」のなかの「天正廿九十六 秀吉公依御執奏、源家康卿可為清華之由、勅許云々」^③の部分を受け、「その後（天正二十年）源家康とあるので、おそらく天正二十年九月ごろに、藤原氏より源氏に変わつてゐるようである」とされる。^④

笠谷氏は、米田氏の天正二十年という説を踏まえつつ、「聚楽行幸記」に「大納言源家康」「権大納言家康」とあることに注目し、藤原から源への改姓は、聚楽行幸が大きな画期をなす^⑤とされる。

一方、矢部氏は、根拠を示されないが、「家康への天正十四年の叙任にあたっては、「豊臣姓」ではなく「源姓」での「口宣案」が与えられたようである^⑥とされる。

この天正十五年八月八日の家康の本姓を源とする従二位の口宣案は、米田・笠谷氏説の改姓時期を遡らせるものであるとともに、改姓の契機を考えると、先に、上杉景勝が天正十四年六月二十二日に従四位下左近衛権少将に叙任された折に本姓を藤原から豊臣に改めたように、家康の藤原から源への改姓は、天正十四年十一月五日の正三位中納言叙任時であった可能性があろう。

ところで米田氏は家康改姓の根拠として「東照大権現御在世日御昇進官位之記」の先の記事をあげられるが、それに対し、矢部氏は家康の清華成を「聚楽第行幸以前における明確な「清華成」の事実を確認できない^⑦」が、『御湯殿上日記』天正十六年四月十日条に秀次清華成の礼の記事があることから、羽柴秀次と同様天正十六年四月ころと推定され、また遠藤氏は『院中御湯殿上日記』天正十四年四月十日条に、家康・秀長・秀次・宇喜多秀家からの献上があり「いつれもせいくわのはいかとてまいる」とあることで、家康の清華成を四月ころとされた矢部説を確定されており、米田氏が家康改姓の根拠としてあげられた「東照大権現御在世日御昇進官位之記」の先の記事からの類推は誤つたものとなる。

この点に関しては、先にあげた「家康御叙任等符案」の後半に、次のような記事がある。

天正廿年九月十三日(秀忠) 徳川宰相参内、大坂にて(豊臣秀吉) 太閤九日ニ今日より中納言被成候間、勅許可有之由候、十三日夜入参内、禁裏太刀馬代銀子十まい、院五枚、外之衆五人一そくあや、余二大刀折かミ、めしふるまい、徳川中納言・秀康(結城)・柳原・予・弁・榊原式部大夫(康政)・青山津かミ・一安・竹村兵部・茶屋四郎二郎、十四日二大刀折かミの代金一まい、馬代、式部百疋、青山百疋、十四日早大刀し、ら一たんこねりかミ三百持候て、中納言参也、

九月十六日二

太閤より被申入、清花可成候由候、則 勅許也、

ここには、徳川秀忠の中納言成に際し天正二十年九月十三日に秀忠の参内があったこと、これは秀吉が大坂で九月九日に秀忠を中納言としたことに伴うものであり、それが勅許されたこと、秀忠参内の際の献上品等が記されている。そしてその後続けて九月十六日に秀吉から「清花」とするよう申し入れがあり、すぐさま勅許されたとする。そこには、誰が清華成したか直接示されていないが、文脈からして秀忠とみて間違いはないだろう。^⑩

このように米田氏の引かれた壬生家の記録は、上記の記事をどこかで読み違えた結果、清華成の主体を「源家康卿」としたのであり、源姓への改姓の根拠とはなりえない。

家康の清華成について、矢部健太郎氏は、『豊臣政権の支配秩序と朝廷』のなかで、『晴豊公記』天正十九年正月十二日条に「(豊臣秀吉) 関白参内」「(智仁親王) 御しやう伴、(晴季) 八条殿・菊亭、うきた・(宇喜多秀家) 上杉・(景勝) 毛利、宰相三人、(輝元) 殿上人和侍従・(羽柴秀保) 金吾・(羽柴秀俊) 家康侍従、清花衆也」(読点を変えた)とあることから「羽柴秀保・羽柴秀俊・徳川秀忠の三名の「侍従」が、「清花衆」と表記されていること」を指摘される。ただ、矢部氏は、この三人がいっつ清華成したかは記されず、氏の脈絡からすれば、これらの家

が清華家であったことによるものと捉えられているようにも考えられる。ここにあげた史料により秀忠の清華成が天正二十年九月十六日であるとすれば、『晴豊公記』の記事の読み方には工夫がいきり、また秀忠が家康とは別に天正二十年九月十三日に清華成したことは、武家清華は家ではなく人についたものと捉えねばならないのではなからうか。

ここでは、家康の正二位大納言叙任の年月日は従来どおりで問題ないことを確認したうえで、家康が天正十五年八月八日には源姓であったことを指摘し、源姓への改姓が聚楽行幸を大きな画期とする従来の評価を批判した。また、秀忠の清華成が家康とは別になされたことを明らかにし、武家の清華成は、矢部氏がいわれる家格ではなく、個々人を対象としたものである可能性を指摘した。この点はなお検討を要する課題であろう。

① 京都大学総合博物館蔵「勸修寺家文書」「中山慶親符案」。

② この口宣案写が、後年に作成された可能性がまったくないわけではないが、この文書が多く符案とともに「勸修寺家文書」中に伝来していることからすれば、そこに作為をみなくてもよいと思う。

③ 「壬生家文書」壬一一四のうち。

④ はじめに注⑥米田論文六八頁。

⑤ はじめに注①笠谷論文四四頁。なお、岡野友彦氏は、笠谷氏の聚楽行幸を契機とする天正十六年源氏改姓説を支持しておられる（岡野はじめに注①論文）。

⑥ はじめに注④矢部著書二五頁。

⑦ 笠谷氏は、「徳川家康の源氏改姓問題」で「米田氏は、天正二十年九月に、家格としての清華成りを家康に勅許した口宣の控えに「源家康」と明記されていることから、この年に源氏改姓がなされたものと

結論づけた」（はじめに注①四四頁）とされるが、米田氏が示されたのはこの部分だけで、「源家康」と書いた口宣の控えを提示されたわけではない。

⑧ はじめに注④矢部論文二〇頁。

⑨ はじめに注⑩遠藤論文七一頁。

⑩ 笠谷氏は、はじめに注⑨著書一七頁で「いわゆる「豊臣家康」論について」言及し、米田氏があげられた「天正廿九十六秀吉公依御執奏、源家康卿可為清華之由、勅許云々」を「豊臣姓」否定の根拠としているが、この記事自身に事実誤認があり根拠とはならないであろう。

⑪ 『豊臣政権の支配秩序と朝廷』（吉川弘文館、二〇一一年、一五五頁。氏は、「源姓」「徳川家への「豊臣姓」下賜」（『古文書研究』七四、二〇一二年でも同様に述べられている）。

六 左近衛大将・左馬寮御監

笠谷氏は、二〇一六年の著書『徳川家康』のなかで、

家康が天正一五年二月二十八日に実際に任官したのは征夷大将軍ではなくて、従前の大納言に加える形となった左近衛大将・左馬寮御監という二つの官職であった。この任官の意味するところは何であろうか。これらの官職は、源頼朝の右近衛大将任官を彷彿とさせないであろうか。秀吉はおそらく家康に対し、家康があこがれ、尊崇してやまない源頼朝と同格の地位を用意することでその歡心を誘い、もって家康に關東・奥羽の平定を全面的に委ねること、それを踏まえて天下統一を達成するという戦略プランを構想していたのではないであろうか、

とされ、さらに、これは「豊臣関白政権の下に徳川將軍制を内包するような形での国制を構想したものであったかと推測される」とされる。こうした笠谷氏の考えは一九九七年の「徳川家康の源氏改姓問題」に始まっているが、ここでは氏の最新の研究を引用した。この論文で「將軍に付随するのは右近衛大将・右馬寮御監の方ではあるけれども」としながら、右が左に変えられていることに注意を払われていない。^②

岡野友彦氏は、「家康生涯三度の源氏公称・改姓」のなかで、笠谷氏の議論に対し、「この時点における家康は、あくまでも豊臣政権下の一大名に過ぎなかつたのであり、そうした意志を「公然と」示すことなど不可能であつたに違いない」と批判された。^③

矢部氏は、著書『関ヶ原合戦と石田三成』のなかで、笠谷氏の主張を、①家康の左大将任官を明記する一次史料が存在しないこと、②二次史料の示す家康の在任期間が、天正十五年十二月二十八日～天正十六年正月十二日までの約二週間と

極端に短いこと、③この二週間、家康は領国駿府にいたこと等をあげて、批判される。さらに、

いずれにせよ検討すべきは、家康の左大将任官は史実なのか、史実だったとしても笠谷氏のような認識は正しいのか、という点だろう。それが史実だったか否かの判断は、史料の残存状況からして非常に難しい。

とされ、家康の任左大将が史実か否かの判断を棚上げされている。

こうした論争を踏まえて、家康の任左近衛大将をみていこう。先にあげた「壬生家文書」の「東照大権現御官位之次第」には、左のように記されている。

「天正十五年十二月廿八日上卿職事勘之今度調之」
慶長十年十一月七日

兼左右大将

「同日」 「同勘之勘之今度調之」 「左馬寮御監」

すなわち、正保二年五月八日、口宣案等の改訂発給を求めた段階での幕府の認識は、慶長十年十一月七日に家康が「兼右大将」に任じられたというものであった。それを小槻忠利は、「右大将」を「左近衛大将」と改め、さらにその任官年月日を天正十五年十二月二十八日とし、その上に「左馬寮御監」の官職を付け加えた。

忠利が家康の慶長十年十一月七日の「兼右大将」を退けたのは、この時に秀忠が右大将の職にあったことによると思われる。『御湯殿上日記』慶長八年十一月八日条に「（江戸） （徳川秀忠） （勅使） （頭） （宣旨） （外記） ちよくしとうの弁、せんしけきもちて（関東） まいる、くはんとうへ下なり」とあり、また同時点で鷹司信房が左大将であったことから、秀忠は慶長八年十一月七日に（鳥丸光広氏） ⑥

右大将となり、おそらく慶長十六年三月二十一日に西園寺実益が右大将に還任するまではその地位にあったと思われる。

『公卿補任』は、秀忠の右大将辞を慶長十一年「月日辞退」とするが、慶長十五年閏二月七日付、勤修寺光豊宛後陽成天皇宸翰に「今度大将二人入申候、然者右大将（徳川秀忠）江戸將軍ニて候間、如何可有候哉」とあるように、少なくとも慶長十五年閏二月までは、秀忠は右大将の地位にあったことが確認できる。^⑦

一方、小槻忠利が家康の官を右大将ではなく左大将としたのは、西園寺実益が天正八年二月十日から慶長八年十月二十二日までその官にあり、家康を右大将の官に滑り込ませる隙間はまったくなく、他方、左大将は、天正五年十一月十九日に二条昭実が任じられ、天正十三年閏白辞任とともにその職を辞したためと推定される。その後、天正十五年、月日は不明であるが、近衛信輔が左大将となり、十二月日にその職を辞し、ついで天正十六年正月十三日に鷹司信房が左大将に任じられているが、そこにはわずかながら隙間があり、そこに家康の任左大将が差し込まれたのではなからうか。

なお、「日光東照宮文書」の文禄五年五月八日の内大臣宣旨には「正二位行権大納言兼左近衛大将源朝臣家康」とあるが、この時点の左大将は、天正十六年正月十三日に左大将に任じられた鷹司信房であり、家康の任左大将は成立せず、この口宣案も新たに作り出されたものである。

一方、「菊亭文書」に次のような天正十五年十二月二十八日付の家康任左近衛大将・左馬寮御監の口宣案写^⑧がある。

從二位行権大納言源朝臣家康

從二位行権大納言源朝臣敦通宣

奉 勅件人宜令兼任左近衛大将者

天正十五年十二月廿八日 掃部頭兼大外記造酒正中原朝臣師康奉

從二位行権大納言兼左近衛大将源朝臣家康

従二位行権大納言源朝臣敦通宣

奉 勅件人宜為左馬寮御監者

（上脱）
天正五年十二月廿八日 掃部頭兼大外記造酒正中原朝臣師廉奉

これらの宣旨は、「菊亭文書」では、源姓での元龜二年の任侍従、天正五年の任少将、天正十一年の任中将、天正十二年の任参議等の口宣案と一連の文書であり、これらの口宣案での家康の本姓が藤原ではなく源となっていることから、正保二年に改めて出された一連の文書の一つであり、天正十五年段階のものではない。それゆえに天正十五年に家康が左大将に任じられたとする根拠とはならない。

このように考えていくと、家康の任左大将は正保二年時点で遡及してなされたものとなり、家康の天正十五年時点での任左大将の事実は消え失せる。とすれば、笠谷氏の左大将をめぐる議論はそもそも成立しなくなる。とともに、岡野友彦氏の状況からの笠谷批判、家康の任左大将の史実の有無を棚上げにしたうえで、一次史料の非存在、在任期間の短さ、任官時の在駿府などをあげての矢部健太郎氏の批判は、妥当であったことになる。

① はじめに注⑨笠谷著書一一五頁。

② はじめに注①笠谷論文四六頁。小和田哲男氏は、「徳川家康の源氏

改姓問題再考」（『駒澤大学史学論集』三五、二〇〇五年、九頁）で、任左近衛大将を、笠谷氏とは評価を異にするが、実際にこの時任官したものととして論を進められている。

③ はじめに注①岡野論文七七頁。

④ はじめに注④矢部著書二八・二九頁。この矢部氏の主張の一端は二

〇二二年の論考「源姓」徳川家への「豊臣姓」下賜」（『古文書研究』七四、二〇二二年、二八頁）でなされている。なお、堀新「豊臣秀吉

と「豊臣」家康（山本博文・堀新・曾根勇二編『消された秀吉の真実』、柏書房、二〇二一年）にも笠谷説への言及がある。

⑤ 正保二年段階で、幕府側が前將軍が慶長十年時点で右大将の官にあったことを認識していなかったことは、右大将という官職にどれほどの関心があったのかを疑わせる。なお「菊亭文書」一〇（東大史料影写本）に以下の秀忠任右大将の口宣案写がある。

〔端裏書〕
右近大将兼任

口宣案

先年江戸二有之分

上卿 広橋大納言

慶長八年十一月七日 宣旨

権大納言源朝臣秀(ママ)

宜兼任右近衛大将

藏人頭左中弁藤原光広奉

⑥ 『公卿補任』慶長八年。なお『公卿補任』も秀忠の右大将任官を慶

長八年十一月七日としている。

⑦ 拙稿「慶長十五年・十六年の後陽成天皇宸翰」『日記が開く歴史の

扉』京都大学総合博物館、二〇〇三年。

⑧ 「菊亭文書」一〇(東京大学史料編纂所影写本)。

七 正二位内大臣と従一位

最初にあげた「東照大権現御官位之次第」の正二位内大臣についての記載は、

「文禄五年五月八日」^{上卿職事勘之今度調之}

正二位

文禄五年五月八日

上卿大納言藤実益
大外記中原師生

「今度調之」内大臣

である。すなわち正保二年段階の幕府側の認識は、文禄五年(一五九六)五月八日の任内大臣だけで、叙正二位については情報を持っていなかった。

「勸修寺家文書」の「家康卿叙任等符案」には、先の秀忠の清華成の記事に続けて、

文禄五年五月十一日、家康卿内大臣陣儀有之、上卿西園寺、奉行弁鳥弁、^(鳥丸光広)予所三三こん、則十一日参内被申候也、前田俊家大納言^(利家)成、内外参内也、家康卿正二位御礼、銀子三十まい、

とある。また、『言経卿記』文禄五年五月十二日条に「昨夜、内府陣 宣下有之云々、様躰追而可記了」と、ついで十三日条に「江戸内府へ罷向、一昨夜陣宣下雑談有之、宣旨・位記等披見了、去八日吉日之間其分也」とある。

さらに「孝亮宿祢記」文禄五年五月十一日条に、「今日江戸大納言家康内大臣被任、雨晴陣義有之、上卿西園寺大納言五条 位記書金一枚柳原実益、奉行烏丸弁、大内記、参任弁、輔代予参、官務外記、六位、外記史、召使・官人兩人、陣義終而家康公へ以太刀公家衆一礼云々、則禁裏へ為御礼参内云々」とある。家康

これらの史料から、家康は、文禄五年五月十一日の陣儀で正二位内大臣に叙任され、その折に口宣案ではなく宣旨と位記が出されたこと、またその日付は吉日を選び八日付とされたことがわかる。②

一方、家康の任内大臣は、『言経卿記』文禄五年四月十六日条に「江戸垂相ヨリ可来之由、全阿弥ヨリ書状到来之間発足了、月齋ニテ改衣裳、午刻ニ罷向対顔了、一昨日大閣ヨリ江戸垂相可有任槐之由被仰也云々、然者装束之異文談合之間、家之紋葵之丸可然之由申了、大臣進退之事種々雑談了」とあり、すでに四月十四日に秀吉が家康を任槐（任内大臣）させる意向を示していたこと、さらに『言経卿記』同年五月五日条以降叙任される以前の時期に、家康はすでに「内府」あるいは「江戸内府」と記されており、任官前であるが内大臣とみなされていた。従一位については、最初にあげた「東照大権現御官位之次第」には、

「慶長七年正月六日 上卿職事勘之今度調之」

（文禄五年五月八日）

同日

従一位

とあり、正保二年時点で、幕府は家康の叙従一位の日を文禄五年五月八日とするが、先に述べたように文禄五年五月八日には正二位に叙されたのであり、従一位に叙されてはいない。また、注記に「慶長七年正月六日 上卿職事勘之今度調

之」とあるように、小槻忠利はそれを慶長七年正月六日と改めている。

家康叙従一位については、京都御所東山御文庫記録のなかに、「慶長七年正月六日叙位申文々書等」^③と題する記録がある。この記録は慶長七年正月六日に行われた叙位の記録であり、そのなかに、豊臣秀頼の叙正二位の記事とともに、

従一位

源朝臣家康

とあり、家康の叙従一位が慶長七年正月六日であったことが確認できる。^④

家康の任内大臣が前田利家の任大納言と同時になされた点に注目すれば、この時の位官叙任は、この時期の豊臣政権内での家康と前田利家を、他の「五大老」と区別し、その独自の地位・権限を明示するためにとられた措置の一つであったとも考えられる。^⑤

また家康の任内大臣は、朝廷陣儀に先だって、ことが秀吉によって事実上決められ、その段階から家康が「内府」と称されていたことは、武家の任官の年月日を取り上げる場合に、遡及叙任とともに注意しなければならないであろう。

① 宮内庁書陵部「孝亮宿祢記」。

② 『公卿補任』は叙任の日を、陣儀のあった五月十一日としている。

③ 「京都御所東山御文庫記録」東京大学史料編纂所影写本五四冊目。

④ 本記録の表紙には「入眼上卿万里小路大納言充房卿奉行職事光広朝臣」
とある。職事は烏丸光広で口宣案と一致するが、上卿は本史料では方

里小路充房、口宣案では大炊御門大納言経頼と異なる。

⑤ この時期の家康・利家の豊臣政権内での位置・権限については跡部

信「秀吉独裁制の権力構造」『大阪城天守閣紀要』二一九、二〇〇九年、

著書『豊臣政権の権力構造』戎光祥出版、二〇一六年再録。

おわりに

家康の位階官職の叙任について、今後の課題に触れながらまとめたい。

家康の永祿九年十二月二十八日の従五位下三河守叙任、永祿十一年十月十一日以前の任左京大夫を確認。その上で左京大夫の使用は、朝廷関係以外の文書・記録にはなく、事例は少ないが家康は前官の三河守を使い続けた。またどちらの官名もその使用は極めて少ないのは、家康だけの特例なのか、他の戦国大名にもみられるのかを検討する必要がある。

任中納言の年月日は天正十四年十一月五日と確定。任中納言を天正十四年十月四日とする説は、秀吉が家康上洛以前に家康の歡心を買うために行ったものと評価・位置づけてきたが、その前提が崩れた以上、もはやそれは成立しない。十一月五日の叙任は、同年六月の上杉景勝の上洛臣礼、参内、任少将と同様に、外様大名の秀吉への臣従儀礼の一つといえ、また、その叙任が羽柴秀長の叙任と並んでなされていることは、秀吉政権下での家康を、秀長とほぼ同格と位置づけ、それを視覚化したものであったのではないかとした。

従二位大納言叙任の年月日は天正十八年八月八日であったことを確認。その上で従二位の口宣案写に「源姓」が使用されていることを指摘し、笠谷氏以来の「源姓」への改姓を聚楽行幸時に想定する見解は成り立たないことを示した。また、秀忠の清華成は、家康の清華成とは別に天正二十年九月十六日に秀吉の奏請により勅許されており、矢部氏が主張されているように家に属するものではなく個人を対象としたものではないかとし、再検討の必要を指摘した。

左近衛大将・左馬寮御監については、正保二年時点で遡及してなされたもので、天正十五年時点で任大将の事実は消え失せる。とすればこの任官を根拠とした笠谷氏の「豊臣関白政権下での徳川將軍制」の議論は、その前提を失い、そもそも成立しない。

正二位内大臣については、正保二年の幕府の見解とは異なり、文祿五年五月十一日に従一位ではなく正二位に叙任され

たこと、口宣案の日付は吉日を選んで五月八日とされたことを確認。そしてこの叙任が、この時期の豊臣政権内で独自の地位・権限を与えられつつあった家康と前田利家を他の「五大老」と区別し、その差異を明示するためにとられたものではないかとした。また家康の任内大臣は四月十四日に秀吉によって命じられ、勅許前から家康は「内府」と呼ばれていたことを明らかにした。この点は、秀忠の任中納言とともに、この期の武家任官は朝廷ではなく秀吉が掌握していたことを示しており、豊臣政権の武家位階官職叙任の一特質といえよう。

全体を通していえば、この時期の『公卿補任』の記載は、家康・秀長の任参議・中納言の記事に象徴されるように、その利用にあたっては一次史料による確認作業が欠かせない。

Tokugawa Ieyasu's Appointments to Ranks and Offices

by

FUJII Joji

The study of early-modern Japanese political history has witnessed great progress in recent years. This progress includes a deeper understanding of the ranks and offices awarded to samurai. However, in regard to the

fundamental facts and dating of samurai appointments to ranks and offices, there are several theories even regarding such an important political figure during the period as Tokugawa Ieyasu, and there are many misunderstandings. In order to create a political history of this age, confirming the facts and dating of Ieyasu's posts and ranks is a pressing issue. In this article I confirm the facts and dates of Ieyasu's ranks and offices, ascertain under what political circumstances they were granted, and furthermore determine their significance.

To the extent that Ieyasu was an important political figure. Ieyasu's appointments to ranks and offices are dealt with in general works of history, but fundamental studies have not been sufficiently conducted, and there is no scholarly consensus regarding them.

Ieyasu was first appointed governor of Mikawa province, then Sakyō Daibu (Commissioner of the Left Division of the Capital), Jijū (Chamberlain), Ushōshō (Junior Captain of the Palace Guards of the Right), Sachūjō (Middle Captain), Sangi (Consultant), Chūnagon (Middle Counselor), Dainagon (Major Counselor), Naidaijin (Minister of the Center), Udaijin (Minister of the Right), Seiitaishōgun (Babarian-subduing General), and finally Daijōdaijin (Chancellor). This article chiefly analyzes his appointment to the posts of Sakyō Daibu, Chūnagon, Dainagon, and Sadaishō, for which there has no confirmation in the historical record.

Ieyasu was appointed Sakyō Daibu shortly after being named governor of Mikawa. In general, when someone was appointed to a new office, the person would then be known by his new official title, but Ieyasu did not employ the Sakyō Daibu title except in relationship to the imperial court, and even after being appointed Sakyō Daibu continued to use his previous title, governor of Mikawa. This is an example of a unique use of an imperial title.

The date of Ieyasu's appointment to the post of Chūnagon has been seen as having been on the fourth day of the tenth month of Tenshō 14 (1586) on the basis of a draft decree in the *Nikkō Tōshōgū monjo* found in *Kugyō bunin*, but I have confirmed that the actual date was the fifth day of the eleventh month of the same year and locate its significance within the course of the ceremonial relationship of lord and vassal with Hideyoshi. Furthermore, Ieyasu's adoption of Minamoto clan affiliation is seen within the context of the imperial progress to the Jurakutei, but I make clear that he had used the Minamoto clan name previously during the eighth month of Tenshō 15, and I present new evidence for consideration of this name change.

The Ieyasu's appointment to Sadaishō (General of the Left) in Tenshō 15 can only be traced back to the occasion of request by the third Tokugawa shogun, Iemitsu, for reissuance of an oral decree in Shōho 2 (1645), and I clarify that the supposed appointment in Tenshō 15 is not historically accurate. Kasaya Kazuhiko's proposal of the existence of a Tokugawa Shogunate under a Toyotomi regency that is premised on the Ieyasu's appointment as Saidaishō and the arguments surrounding it are thus unsustainable.